

町有地公売実施要項

伊仙町総務課財産管理係

町有地公売実施要項

1. 公売物件

住 所：伊仙町大字崎原小字名原 797-3

登 記 地 目：畑

現 況 地 目：原野

面 積：1,990 m²

最低公売価格：298,500円

2. 公売方法 郵便入札

3. 入札参加要件

- (1) 成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者（復権を得た者は除く。）でないこと。
- (2) 町税等の滞納がなく、売買代金の支払い可能な個人又は法人
- (3) 落札後の契約及び登記は、申込者の名義で行います。
- (4) 伊仙町に住所を有する者。

4. 入札に参加できない者

前記「3. 入札参加要件」に該当しても、下記のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を有しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者
- (4) 町税等を滞納している者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (6) 伊仙町暴力団排除条例により制限されている者
- (7) 会社更生法に基づく更正手続き開始を申し立てている者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者
- (8) 風俗営業等公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (9) 外国系資本と思われる者

5. 入札方法等

(1) 入札方法

- ・別添「町有地公売入札書」に記入の上、令和7年9月30日（火）までに総務課に必着。
- ・郵送宛名は、〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842
伊仙町役場 総務課長 宛
- ・「町有地公売入札書在中」と記載の上、「書留」にて郵送のこと。総務課に持参も可。

(2) 添付書類

- ・住民票
- ・町税等納入状況証明書

(3) 開札の日時及び会場

日時：令和7年10月1日（水）

場所：町長室

(4) 入札の注意事項

1. 入札書一枚に、金額を記入してください。
2. 使用する印鑑は、提出書類全てに同じ印鑑をご使用ください。
3. 入札金額は、算用数字で黒色のペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」マークをつけてください。
4. 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
5. 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。
6. 入札は、指定された日時までに所定の場所に到達しないものは、無効とします。
7. 上記の事項を満たさない入札は、無効とします。

6. 売買契約及び代金の支払方法

売却決定となった方は、町と売買契約を締結し、売買代金は契約締結の日から60日以内に町が発行する納入通知書により納めていただきます。

契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額となります。

(1) 売買契約に必要なもの

- ① 印鑑登録してある印鑑（実印）
- ② 印鑑証明書（法人も含む）
- ③ 収入印紙（契約書貼付）
- ④ その他町が提出を求めた書類

(2) 所有権の移転等

- ① 売買代金の納入があった時に所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとなります。
- ② 土地の引き渡しは、**現況での引き渡し**となります。
- ③ 所有権移転登記の嘱託は町が行います。
- ④ 所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

7. 契約の解除

次の場合は契約を解除します。

- (1) 売買代金を指定日まで納入しない時
- (2) その他契約に違反した時

8. その他

1. 契約締結後、町は当該売却地にかかる一切の管理及びトラブルに関する責任を負わないこととする。
2. 入札参加者及び参加予定人数等については、一切公表しません。
3. 落札通知につきましては、落札者のみに連絡します。

9. 土地引き渡しまでの流れ

- ① 告示、町有地公売実施要項等の交付
↓ 令和7年9月1日(月) 伊仙町役場総務課及び伊仙町ホームページ
- ② 入札の締切
↓ 令和7年9月30日(火) 17時までに伊仙町役場総務課に必着とする。
- ③ 開札及び落札者の決定
↓ 令和7年10月1日(水) 落札結果は、落札者にのみ通知します。
- ④ 売買契約
↓ 落札の日から7日以内に契約の締結を行う。
- ⑤ 売買金額の納付
↓ 契約日から60日以内に納付。
- ⑥ 所有権移転等の手続き
↓ 売買金額納付確認後、所有権移転等の手続きを開始。
- ⑦ 土地の引き渡し